

源泉所得税の改正

Q : 今年度の税制改正で、源泉所得税関係のものにはどのようなものがありますか？

A : 主なものには、次のようなものがあります。

【解説】

① 源泉徴収税額表の変更(平成18年1月～)

定率減税の額が引き下げられ、平成18年分以後の所得税から適用されることとなりました。これに伴い、平成18年1月1日以後に支払うべき給与や賞与から税額を控除する際に使用する源泉徴収税額表も改められることとなりました。

② 公的年金等に対する税額計算の改定

また、平成18年1月1日以後に支払うべき公的年金等の源泉徴収税額の計算における年金定率控除額が、次のように改められることとなりました。

定率年金控除額＝定率減税前の税額×10%

(10,450円×「支給金額の計算の基礎となった期間の月数」を限度とします。)

③ 社会保険料控除にかかる添付書類

国民年金保険料等について社会保険料控除を受けようとする場合には、申告書に国民年金保険料等の証明書を添付しなければならないこととされました。また、年末調整をする場合に国民年金保険料等の金額があるときは、源泉徴収票の摘要欄に国民年金保険料等の金額を記載することとなりました。

(注) 老年者控除の廃止

今年度から老年者控除が無くなっていますので、実務をする場合は、注意してください。

